平成２６年（フ）第１９号
兵庫県洲本市小路谷1278番地３　コーストビューサントピア306号
破産者　梅田エージェンシーこと　納　　寛文
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
和歌山県西牟婁郡白浜町日置981番地の72
破産者　森川　茂生
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第４０号
和歌山県西牟婁郡白浜町才野90番地の５　さくらマンション２階204号室、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1976番地の１
破産者　浅村建設こと　浅村　和良
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第１１号
愛媛県新居浜市船木甲799番地の２
破産者　和田　晴行
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１９号
愛媛県新居浜市阿島１丁目８番231号、前住所愛媛県新居浜市多喜浜５丁目６番21号
破産者　冨田　貴子（旧姓香川）
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第７８号
愛媛県四国中央市川之江町2893番地１　富士住宅ビル705号、前住所愛媛県川之江市川之江町2026番地の８
破産者　髙原　美幸
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１４９８号
愛知県小牧市大字北外山2735番地２　県営北外山住宅21棟103号、開始決定時の住所愛知県小牧市大字北外山2937番地５
破産者　松本みよ子
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９１号
仙台市太白区八木山本町２丁目４番地の17、従前の住所仙台市青葉区川平４丁目26番31号
破産者　鎌戸　政信
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
群馬県桐生市川内町２丁目230番地の６
破産者　小島　宏史
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３９０号
仙台市宮城野区清水沼１丁目３番27号　加清荘２
破産者　加畑　恵美
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
秋田市飯島鼠田１丁目10番６号　グループホームあざみ、前住所秋田市飯島字飯島水尻328番地６
破産者　舩木　太郎
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６号
山形県酒田市富士見町３丁目２番地の110、前住所宮城県仙台市泉区松森字堤下１番地の24　アーバンシティ松森205
破産者　加藤　博人
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１７０号
さいたま市大宮区堀の内町２丁目630番地14
破産者　山末　　隆
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３８３号
さいたま市西区大字指扇2259番地１　メゾンＣＯＣＯ101
破産者　谷口　律子
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６１６号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番１―601号
破産者　山本　秀一
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
新潟市中央区弁天３丁目１番15号　トーカン第３―1002号
破産者　日景　清人
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８７３号
大阪府高槻市辻子１丁目10番15号、開始決定時大阪府高槻市別所中の町10番５号
破産者　ミートショップかずみこと山小屋こと　深海　末和
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６５６号
大阪府八尾市青山町５丁目５番15号
破産者　尾塩　耕志
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８２９号
大阪府交野市星田９丁目８番６―106号、開始決定時大阪市福島区鷺洲５丁目５番15号　パルハセトン鷺洲601号
破産者　新城　貴之
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部